

還付申告は2月7日から受付、 税の申告はお早めに！

確定申告の期間：2/16～3/15

所得税（復興特別所得税含む）の確定申告・市県民税兼国民健康保険税の申告の時期が近づきました。各申告会場と受付時間は、左ページの表のとおりです。



□問い合わせ

【確定申告】

松江税務署

（代表）☎ 0852 - 21 - 7711

※自動音声による案内が流れますので、その案内に従って番号を選択してください。

【市県民税兼国民健康保険税の申告】

税務課市民税係

☎ 23-3040、23-3041

申告が必要な人

- ▼自営業や農業などの事業収入がある人
- ▼家賃・地代などの不動産収入や、譲渡収入がある人
- ▼会社員で給与をもらっている人で、①年末調整を受けていない②給与が2力所以上からある人
- ▼アルバイト、内職、日々雇用で、給与から税金が引かれていない人
- ▼満期保険金等の受け取りや個人年金収入がある人
- ▼医療費控除、住宅ローン控除などを受ける人
- ▼年金収入のみで、所得税の精算が必要な人

※確定申告を要しなくても、他の所得があるときや各種控除を受け

申告をしない人・・

確定申告、市県民税の申告は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の申告も兼ねています。各保険の加入者は、申告がないと国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられなくなります。

また、これらの保険の加入者で非課税年金（遺族年金、障害者年金等）のみを受給し、配偶者控除、扶養控除の該当でない人についても申告が必要です。

【所得税の確定申告・

市県民税兼国民健康保険税の申告会場】

《安来会場》 学習訓練センター

9時～16時

《広瀬会場》 広瀬庁舎 //

《伯太会場》 伯太庁舎 //

※e-Tax（国税電子申告システム）申告コーナーを設けています。

※青色申告は、安来会場で2月27日～3月10日（土日を除く）に松江税務署職員が受付します。

《松江会場》 くにびきメッセ

※分離申告、損失申告は松江会場でのみ受付。

【所得税の還付（払い戻し）申告】

・安来市学習訓練センター

2月7日～2月15日（土日祝日を除く）

9時～16時

・松江税務署（松江地方合同庁舎）

1月4日～2月15日（土日祝日を除く）

8時30分～17時

申告に必要なもののチェックリスト

事前に書類の準備や領収書などの集計をお願いします。

☐ 印鑑（認印で可）

☐ 給与や年金の源泉徴収票（コピー不可）

☐ 事業所得などの収支内訳書

☐ 税務署から送られてきた申告書など

☐ 申告者名義の預金通帳等の口座番号がわかるもの

☐ 前年の控え書類一式

☐ 本人確認書類（今回からマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要）

☐ 各種控除を証明する書類

確定申告カレンダー

申告会場	安来会場 (学習訓練 センター)	広瀬会場 (広瀬庁 舎)	伯太会場 (伯太庁 舎)	くにび きメッ セ (松江市)
時間	9時～16時			
2月16日	木	○		○
17日	金	○	○	○
18日	土			
19日	日			◎
20日	月	○	○	○
21日	火	○	○	○
22日	水	○	○	○
23日	木	○	○	○
24日	金	○	○	○
25日	土			
26日	日			◎
27日	月	●(税務署)	○	○
28日	火	●(税務署)	○	○
3月1日	水	○(税務署)	○	○
2日	木	○(税務署)	○	○
3日	金	○(税務署)	○	○
4日	土			
5日	日	◎		
6日	月	○(税務署)	○	○
7日	火	○(税務署)	○	○
8日	水	○(税務署)	○	○
9日	木	○(税務署)	○	○
10日	金	○(税務署)	○	○
11日	土			
12日	日	◎		
13日	月	○	○	○
14日	火	○	○	○
15日	水	○	○	○

※ 2/27 と 2/28 の安来会場は e-Tax 利用不可

※ e-Tax による申告をする人は、電子証明書の登載された住民基本台帳カードもしくは個人番号カードをご用意ください。

※ 青色申告は、税務署職員のみが受付（表の（税務署））。分離・損失申告は松江会場のみで受付。

出張相談会場

2月16日	木	赤屋交流センター (10:00～15:00)
17日	金	山佐交流センター (10:00～15:00)
19日	日	JAしまねやすぎ地区本部 赤江支店、安来南支店 (9:30～16:00)
20日	月	布部交流センター (10:00～15:00)
21日	火	比田交流センター (9:30～16:00)

各種控除の注意事項

○各種保険控除

① 社会保険料…日本年金機構などが発行する証明書または領収書の添付が必要。

② 生命保険料・地震保険料…保険会社等が発行する証明書が必要。

○ 65歳以上の介護認定を受けている人の障害者控除

身体障害者手帳をお持ちでなくとも、要介護認定の人は、「寝たきり度」「認知症自立度」の程度により、障害者控除に該当する場合があります。市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要。

※ 申請受付窓口は、▼介護保険課（健康福祉センター）▼市民課福

祉健康窓口（安来庁舎）▼伯太地域センター（伯太庁舎）です。問い合わせ…介護保険課（☎23・3293）

○医療費控除

自分や家族のために医療費を支払ったときは、医療費控除として所得から差し引くことができます。所得の5%の金額または10万円のどちらか低い方の額を超えた金額が対象。平成28年中に支払った医療費の領収書が必要です。

※ おむつ使用証明に係る医療費控除を申告する人は、医師の発行する証明書が必要です。ただし、次の両方に該当する人は、市が発行する証明書で控除が受けられます。

○ 営業・不動産・農業所得を申告

す。

① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降となる人

② 「介護保険主治医意見書」により「寝たきり」と「尿失禁」が確認できる場合

※ 申請窓口・問い合わせは障害者控除対象者認定書と同じです。

○ 住宅借入金等特別控除

住宅ローンを利用して住宅の新築・増改築をしたとき、税額控除を受けることができます。詳しくは、松江税務署へ問い合わせください。

事業をしている皆さんへ

○ 営業・不動産・農業所得を申告

する人

領収書などを集計し、「収支内訳書」を作成してから申告会場へお越しください。減価償却台帳は市では管理していません。減価償却費自動計算エクセルシートを市のホームページで公開していますので活用ください。

平成28年分の申告の主な改正点

○ マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳しくは次項へ。

○ 給与収入1200万円を超える場合の給与所得控除額の上限額が、230万円に引き下げられました。



国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 「納付額のお知らせ」を送付します

平成28年中に皆さんが納付された次の保険料は社会保険料控除の対象となります。1月下旬に普通徴収（納付書または口座振替による納付）で納付された金額をお知らせします。

- ・国民健康保険税は、納税義務者（世帯主）に通知します。
- ・後期高齢者医療保険料は、被保険者ごとに通知します。
- ・介護保険料は、第1号被保険者（65歳以上の方）に通知します。
- ・年金から特別徴収（引き去り）された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、年金保険者（日本年金機構等）から送付される公的年金等の源泉徴収票を確認してください。

<< 申告書への記入例 >>

▼市からの「納付額のお知らせ」で「国民健康保険税」の金額が37,800円 ▼年金保険者からの「公的年金等の源泉徴収票」で「社会保険料の金額」が78,000円

【確定申告書への記載例（第二表）】

社会保険料控除	社会保険料の種類	支払保険料
	国民健康保険税	37,800円
	源泉徴収票のとおり	78,000円
	合計	115,800円

【お問い合わせ先】

国民健康保険税は 税務課収納係 ☎ 23-3043
後期高齢者医療保険料は 保険年金課 ☎ 23-3085
介護保険料は 介護保険課 ☎ 23-3293

今回の確定申告から マイナンバーが 必要になりました

平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記入と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりました。



【マイナンバーカードを持っている人】

マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認・身元確認）が可能です。

【マイナンバーカードを持っていない人】

「番号確認書類」と「身元確認書類」が必要です。番号確認書類は、通知カードなどマイナンバーの記載があるものになります。

「身元確認書類」は次のものになります。

▼運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、健康保険等の被保険者証などのうちいずれか1つ。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎ 23-3040

【マイナンバーカード（通知カード）を紛失した場合】

マイナンバーの通知カードを紛失した（自分のマイナンバーが分からなくなった）場合、再交付等申請をすることができます。

1. 市役所窓口（市民課、広瀬・伯太各地域センター）に紛失届を提出してください。

自宅外で紛失した場合は、事前に安来警察署（☎ 22-0110）への届出が必要です。

2. 下記のいずれかを選択し窓口で手続きしてください。

A. 写真付きのマイナンバーカードを申請する。

無料です。写真（4.5 × 3.5 cm・無帽無背景のもの）および印鑑を持参してください。申請書をお渡ししますので後日パソコン等から申請することも可能です。（その場合は写真は不要です）

B. 通知カードを再交付する。（有料）

再交付手数料 500円（1人）が必要です。

※ A・Bいずれの場合も、申請から交付まで約1カ月かかります。確定申告等でマイナンバーの提出を急ぐ場合は、別にマイナンバー入りの住民票（300円）を取得してください。

問い合わせ 市民課 ☎ 23-3080

確定申告

便利な

確定申告書の作成は

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書等は・・・



マイナンバーの入力と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

詳しくは 国税庁 で 検索

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日（水）

消費税及び地方消費税（個人事業者）3月31日（金）